

なお労働省に産業安全研究所を附置し、また船員労働に関する連絡統一をはかるため船員労働連絡会議を開くのである。右は、いつれも適切な立案である。

なお、この法案の附則により厚生省官制、労働基準法の一部を改正する條項が加えられているが、これまた適切な改正である。

然し、この法案第三條第二項の中には、政令をもつて、部局の設置を自由になし得るよう規定されているのは、行政官廳の機構の大綱とすると民主主義的新憲法の精神に照し、不当と認め、これを削除することと共に、條文の整理上、第三條第二項中の残余部分を第十一條第三項に移すべきものと議決した。

二、事件の利害得失

労働者の設置は、労働行政の拡充強化により、労働問題の適切な解決、産業の発展、社会平和の維持、國民生活の安定をはかる利益がある。

三、費用

この法案施行のために要する経費の純増加額は、本年度八月以降の分が五千万円（平年度五千六百八十万六千円）で、その外に厚生省の経費から移管される金額は、本年度八月以降の分五億九千四百十萬一千円（平年度九億五千五百五十五万円）である。

九十九億四千五百五十五万円である。

労働省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月七日

衆議院議長 松岡駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

労働省設置法案

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するため、労働省を設置する。

第二條 大臣は、労働組合、労働關係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償、失業対策に関する事務、失業保險及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保險に関する事務、労働統計調査に関する事務その他の事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

- 1. 労働基準局
- 2. 婦人少年局
- 3. 職業安定局
- 4. 労働統計調査局
- 5. 公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項
- 6. 経費及び收入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 7. 官有財産及び物品に関する事項
- 8. 第五條 労政局においては、左の事務を掌る。

一、労働組合法の施行に関する事項

一、労働委員会が法律に基づき、その職務に属せしめられた事項を行ふことを妨げるものではない。

二、労働関係調整法の施行に関する事項

二、労働委員会が法律に基づき、その職務に属せしめられた事項を行ふことを妨げるものではない。

三、労働統計調査局

三、労働統計調査局においては、左の事務を掌る。

四、職業安定局

四、職業安定局においては、左の事務を掌る。

五、労働基準局

五、労働基準局においては、左の事務を掌る。

六、婦人少年局

六、婦人少年局においては、左の事務を掌る。

七、公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

七、公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

八、官有財産及び物品に関する事項

八、官有財産及び物品に関する事項

九、会計及び会計の監査に関する事項

九、会計及び会計の監査に関する事項

十、官有財産及び物品に関する事項

十、官有財産及び物品に関する事項

十一、会計及び会計の監査に関する事項

十一、会計及び会計の監査に関する事項

十二、官有財産及び物品に関する事項

十二、官有財産及び物品に関する事項

十三、会計及び会計の監査に関する事項

十三、会計及び会計の監査に関する事項

十四、官有財産及び物品に関する事項

十四、官有財産及び物品に関する事項

十五、会計及び会計の監査に関する事項

十五、会計及び会計の監査に関する事項

十六、官有財産及び物品に関する事項

十六、官有財産及び物品に関する事項

十七、会計及び会計の監査に関する事項

十七、会計及び会計の監査に関する事項

十八、官有財産及び物品に関する事項

十八、官有財産及び物品に関する事項

十九、会計及び会計の監査に関する事項

十九、会計及び会計の監査に関する事項

二十、官有財産及び物品に関する事項

二十、官有財産及び物品に関する事項

二十一、会計及び会計の監査に関する事項

二十一、会計及び会計の監査に関する事項

二十二、官有財産及び物品に関する事項

二十二、官有財産及び物品に関する事項

二十三、会計及び会計の監査に関する事項

二十三、会計及び会計の監査に関する事項

二十四、官有財産及び物品に関する事項

二十四、官有財産及び物品に関する事項

二十五、会計及び会計の監査に関する事項

二十五、会計及び会計の監査に関する事項

二十六、官有財産及び物品に関する事項

二十六、官有財産及び物品に関する事項

二十七、会計及び会計の監査に関する事項

二十七、会計及び会計の監査に関する事項

二十八、官有財産及び物品に関する事項

二十八、官有財産及び物品に関する事項

二十九、会計及び会計の監査に関する事項

二十九、会計及び会計の監査に関する事項

三十、官有財産及び物品に関する事項

三十、官有財産及び物品に関する事項

三十一、会計及び会計の監査に関する事項

三十一、会計及び会計の監査に関する事項

三十二、官有財産及び物品に関する事項

三十二、官有財産及び物品に関する事項

三十三、会計及び会計の監査に関する事項

三十三、会計及び会計の監査に関する事項

三十四、官有財産及び物品に関する事項

三十四、官有財産及び物品に関する事項

三十五、会計及び会計の監査に関する事項

三十五、会計及び会計の監査に関する事項

三十六、官有財産及び物品に関する事項

三十六、官有財産及び物品に関する事項

三十七、会計及び会計の監査に関する事項

三十七、会計及び会計の監査に関する事項

三十八、官有財産及び物品に関する事項

三十八、官有財産及び物品に関する事項

三十九、会計及び会計の監査に関する事項

三十九、会計及び会計の監査に関する事項

四十、官有財産及び物品に関する事項

四十、官有財産及び物品に関する事項

四十一、会計及び会計の監査に関する事項

四十一、会計及び会計の監査に関する事項

四十二、官有財産及び物品に関する事項

四十二、官有財産及び物品に関する事項

四十三、会計及び会計の監査に関する事項

四十三、会計及び会計の監査に関する事項

四十四、官有財産及び物品に関する事項

四十四、官有財産及び物品に関する事項

四十五、会計及び会計の監査に関する事項

四十五、会計及び会計の監査に関する事項

四十六、官有財産及び物品に関する事項

四十六、官有財産及び物品に関する事項

四十七、会計及び会計の監査に関する事項

四十七、会計及び会計の監査に関する事項

四十八、官有財産及び物品に関する事項

四十八、官有財産及び物品に関する事項

四十九、会計及び会計の監査に関する事項

四十九、会計及び会計の監査に関する事項

五十、官有財産及び物品に関する事項

五十、官有財産及び物品に関する事項

五十一、会計及び会計の監査に関する事項

五十一、会計及び会計の監査に関する事項

五十二、官有財産及び物品に関する事項

五十二、官有財産及び物品に関する事項

五十三、会計及び会計の監査に関する事項

五十三、会計及び会計の監査に関する事項

五十四、官有財産及び物品に関する事項

五十四、官有財産及び物品に関する事項

五十五、会計及び会計の監査に関する事項

五十五、会計及び会計の監査に関する事項

五十六、官有財産及び物品に関する事項

五十六、官有財産及び物品に関する事項

五十七、会計及び会計の監査に関する事項

五十七、会計及び会計の監査に関する事項

五十八、官有財産及び物品に関する事項

五十八、官有財産及び物品に関する事項

五十九、会計及び会計の監査に関する事項

五十九、会計及び会計の監査に関する事項

六十、官有財産及び物品に関する事項

六十、官有財産及び物品に関する事項

六十一、会計及び会計の監査に関する事項

六十一、会計及び会計の監査に関する事項

六十二、官有財産及び物品に関する事項

六十二、官有財産及び物品に関する事項

六十三、会計及び会計の監査に関する事項

六十三、会計及び会計の監査に関する事項

六十四、官有財産及び物品に関する事項

六十四、官有財産及び物品に関する事項

六十五、会計及び会計の監査に関する事項

六十五、会計及び会計の監査に関する事項

六十六、官有財産及び物品に関する事項

六十六、官有財産及び物品に関する事項

六十七、会計及び会計の監査に関する事項

六十七、会計及び会計の監査に関する事項

六十八、官有財産及び物品に関する事項

六十八、官有財産及び物品に関する事項

六十九、会計及び会計の監査に関する事項

六十九、会計及び会計の監査に関する事項

七十、官有財産及び物品に関する事項

七十、官有財産及び物品に関する事項

七十一、会計及び会計の監査に関する事項

七十一、会計及び会計の監査に関する事項

七十二、官有財産及び物品に関する事項

七十二、官有財産及び物品に関する事項

七十三、会計及び会計の監査に関する事項

七十三、会計及び会計の監査に関する事項

七十四、官有財産及び物品に関する事項

七十四、官有財産及び物品に関する事項

七十五、会計及び会計の監査に関する事項

七十五、会計及び会計の監査に関する事項

七十六、官有財産及び物品に関する事項

七十六、官有財産及び物品に関する事項

七十七、会計及び会計の監査に関する事項

七十七、会計及び会計の監査に関する事項

七十八、官有財産及び物品に関する事項

七十八、官有財産及び物品に関する事項

七十九、会計及び会計の監査に関する事項

七十九、会計及び会計の監査に関する事項

八十、官有財産及び物品に関する事項

八十、官有財産及び物品に関する事項

八十一、会計及び会計の監査に関する事項

八十一、会計及び会計の監査に関する事項

八十二、官有財産及び物品に関する事項

八十二、官有財産及び物品に関する事項

八十三、会計及び会計の監査に関する事項

八十三、会計及び会計の監査に関する事項

八十四、官有財産及び物品に関する事項

八十四、官有財産及び物品に関する事項

八十五、会計及び会計の監査に関する事項

八十五、会計及び会計の監査に関する事項

八十六、官有財産及び物品に関する事項

八十六、官有財産及び物品に関する事項

八十七、会計及び会計の監査に関する事項

八十七、会計及び会計の監査に関する事項

八十八、官有財産及び物品に関する事項

八十八、官有財産及び物品に関する事項

八十九、会計及び会計の監査に関する事項

八十九、会計及び会計の監査に関する事項

九十、官有財産及び物品に関する事項

九十、官有財産及び物品に関する事項

九十一、会計及び会計の監査に関する事項

九十一、会計及び会計の監査に関する事項

九十二、官有財産及び物品に関する事項

九十二、官有財産及び物品に関する事項

九十三、会計及び会計の監査に関する事項

九十三、会計及び会計の監査に関する事項

九十四、官有財産及び物品に関する事項

九十四、官有財産及び物品に関する事項

九十五、会計及び会計の監査に関する事項

九十五、会計及び会計の監査に関する事項

九十六、官有財産及び物品に関する事項

九十六、官有財産及び物品に関する事項

九十七、会計及び会計の監査に関する事項

九十七、会計及び会計の監査に関する事項

九十八、官有財産及び物品に関する事項

九十八、官有財産及び物品に関する事項

九十九、会計及び会計の監査に関する事項

九十九、会計及び会計の監査に関する事項

一百、官有財産及び物品に関する事項

一百、官有財産及び物品に関する事項

一百一、会計及び会計の監査に関する事項

一百一、会計及び会計の監査に関する事項

一百二、官有財産及び物品に関する事項

一百二、官有財産及び物品に関する事項

一百三、会計及び会計の監査に関する事項

一百三、会計及び会計の監査に関する事項

一百四、官有財産及び物品に関する事項

一百四、官有財産及び物品に関する事項

一百五、会計及び会計の監査に関する事項

一百五、会計及び会計の監査に関する事項

一百六、官有財産及び物品に関する事項

一百六、官有財産及び物品に関する事項

一百七、会計及び会計の監査に関する事項

一百七、会計及び会計の監査に関する事項

一百八、官有財産及び物品に関する事項

一百八、官有財産及び物品に関する事項

一百九、会計及び会計の監査に関する事項

一百九、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十、官有財産及び物品に関する事項

一百二十、官有財産及び物品に関する事項

一百二十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十二、官有財産及び物品に関する事項

一百二十二、官有財産及び物品に関する事項

一百二十三、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十三、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十四、官有財産及び物品に関する事項

一百二十四、官有財産及び物品に関する事項

一百二十五、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十五、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十六、官有財産及び物品に関する事項

一百二十六、官有財産及び物品に関する事項

一百二十七、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十七、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十八、官有財産及び物品に関する事項

一百二十八、官有財産及び物品に関する事項

一百二十九、会計及び会計の監査に関する事項

一百二十九、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十、官有財産及び物品に関する事項

一百三十、官有財産及び物品に関する事項

一百三十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十二、官有財産及び物品に関する事項

一百三十二、官有財産及び物品に関する事項

一百三十三、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十三、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十四、官有財産及び物品に関する事項

一百三十四、官有財産及び物品に関する事項

一百三十五、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十五、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十六、官有財産及び物品に関する事項

一百三十六、官有財産及び物品に関する事項

一百三十七、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十七、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十八、官有財産及び物品に関する事項

一百三十八、官有財産及び物品に関する事項

一百三十九、会計及び会計の監査に関する事項

一百三十九、会計及び会計の監査に関する事項

一百四十、官有財産及び物品に関する事項

一百四十、官有財産及び物品に関する事項

一百四十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百四十一、会計及び会計の監査に関する事項

一百四十二、官有財産及び物品に関する事項

一百四十二、官有財産及び物品に関する事項

一百四十三、会計及び会計の監査に関する事項

一百四十三、会計及び会計の監査に関する事項

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行

七 労働者の生活、給與及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

第十條 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一條 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 船員の労働に関する行政の重要な事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省部内及び運輸省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

附 則

第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間において、政令で、これ

を定める。

第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「勤労」を削り、「社会保険」の下に「(労働省ノ所管ニ属スル事項ヲ除ク)」を加える。

第三條中「九局」を「六局」に改め、「労政局、労働基準局、職業安定局」を削る。

第七條 削除

第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。

第八條第一号中「國民健康保険及労働災害扶助責任保険」を「及國民健康保険」に改める。

第十五條 削除

第二十三條 削除

第一百條の二「勞働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勧告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に対して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に関する文書を開覽し、又は閲覧せしめることができる。

第一百條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官、委員からしづく、答弁、説明を伺つた

更が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

第一百二十條第一号中「第一百五條乃至第百九條」を「第一百五條乃至第百九條」に改め、同條第四号中「第一百三項において準用する場合を含む。」乃至「第一百三項」に改め、同條第四号中「第一百三項において準用する場合を含む。」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

第三項において準用する場合を含む。」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所

第一百條の二「勞働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勧告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に対して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に関する文書を開覽し、又は閲覧せしめることができる。

第一百條第一項及び第四項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官、委員からしづく、答弁、説明を伺つた

のであります。

先ず第一にこの法案の内容を申上げます。労働省設置のことは十数年前からの懸案であります。すでに前吉田内閣におきまして、現片山内閣に引継がれたような問題なのであります。この法案は、労働者の福祉を増進し、職業の確保を図りまして、これによつて労働の興隆と國民生活の安定とに寄与せんことを目的といたしまして、労働省を設置せんとするものであります。

この労働省の所管事項は、第一に、労働組合、労働関係の調整等、労働者保護に関する事務、それから第二は職業に関する事務、第三には労働統計調査その他の労働に関する諸般の事務を管理することになつております。労働省の所管する決算委員会に付託せられましたが、労働行政の実質にも関係がありますので、審議院規則第三十六條によつて労働委員会との連合委員会を設立して、都合五つの局ができる所管する決算委員会に付託せられました。この法案は行政機構を新たに、厚生省から労政局、労働基準局、職業安定局を移しまして、その外に、厚生省から労働連絡会議が設けまして、都合五つの局ができる所管する決算委員会に付託せられました。尚その外に産業安全研究所と船員労働連絡会議が設けまして、都合五つの局ができる所管する決算委員会に付託せられました。この外に、厚生省官制の一部改正及び労働基準法の一部改正が附則中に規定されております。この法案実施のために要しまする経費の純増加額は、本年度八月以降の分が五千万円、平年度といつたまして五千六百万円、その外に今月二十一日に委員会を開じたのであります。

これが現下の急務があつたのであります。これに対しまして政府は、我が國の經濟を再建し國民生活の安定を図ることには現下の急務があつたのであります。然るに我が國の現状は、先きに労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等各般の労働立法が行はれまして、これに対応しまして労働組合運動は活潑に展開されつつあるのであります。

併しながら經濟の復興に対する労働者の積極的且つ自主的な協力の促進、或いは労働関係の健全なる調整、労働者の生活権の保障、職業の確保、強力な失業対策の推進等、問題は眼前に山積いたしておりますのであります。これらの問題を積極的に取り上げ、効率を強力に

経費が、本年度八月以降の分が五億九千万円、平年度といつたまして九億五千万円であります。そうしてこの関係の予算は、昭和二十二年度一般会計予算補正(第一号)として、すでに衆議院を通過して、現に本院において審議中であります。以上が本案内容の大体の説明であります。

これから法律案審議の經過を概略申上げたいと存じます。第一に、内務省〇下條康麿君 只今議題となりました労働省設置法案につきまして、委員会

の予算は、昭和二十二年度一般会計予算補正(第一号)として、すでに衆議院を通過して、現に本院において審議中であります。以上が本案内容の大体の説明であります。

これが現下の急務があつたのであります。然るに我が國の現状は、先きに労働組合運動は活潑に展開されつつあるのであります。併しながら經濟の復興に対する労働者の積極的且つ自主的な協力の促進、或いは労働関係の健全なる調整、労働者の生活権の保障、職業の確保、強力な失業対策の推進等、問題は眼前に山積いたしておりますのであります。これらの問題を積極的に取り上げ、効率を強力に

推進するというためには、厚生省の一角に置かれておる部局としてではなく、労働関係事項を一纏めにして抽出して集中的に取扱う必要がある。このため特に一省を設けるのである。減らすべきものは減らすが、必要であるものはそれを設けるのであるといふ政府の答弁でありました。それから第二は、労働者の範囲についてであります。が、即ち労働行政一元化の見地からいたしますと、船員労働も労働省に統合すべきではないかという質問があつたのであります。政府は、船員労働といふものは、從來の沿革とその特殊性からして一般海事行政と不可分の關係にあるから、海運行政全般を所管する運輸省の所管することが適當である。但しすべての労働行政を一貫した理念で運営することが必要であるから、労働省内に連絡会議を設けて、その間の連絡調整に遺憾なきを期する旨の答弁があつたのであります。第三は、現在政府職員の給與に関する事項は大蔵省の給與局で取扱つておるのであります。併し労働行政一元化の趣意から申しますと、これを労働省に吸収してはどうかという質問があつたのであります。政府からは、労働省は労働行政一般を総合的に所管する中央官廳であります。併し労働主とか被効者とかいう立場からこれをを行ふものではない。然るに一方で政府は百八十万に達する政府職員に対して雇傭主の立場

にがあるので、その給與問題を処理するためには國庫事務を所管する大藏省において取扱うことが適當であると言えども旨の答弁があつたのであります。第四に、労働省の地方行政機構に関する點から見て、且つ第一線にある機関が現在のことく分離したとしておりまることは、行政の簡素化に反し、行政の能率上も面白くない。又國民の不便も甚だしいから、これを一元的に統合して貰いたいとの強い要望があつたのであります。これに対しまして政府は善処する旨の答弁があつたのであります。その他労働省の組織権限の面と、労働行政の根本方針、その運営の面につきまして、詳細且つ多岐に亘る質疑がありましたが、これらは速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑が終りまして討論に移りましたところ、第三條第二項に関しまして修正を加うべしとするの動議が出たのであります。修正案を朗読いたしました。「第三條第二項を削る。第十一條に左の一項を加える。第四條乃至第九條の規定にかかるらず、必要があるときは、政令の定めるところにより、省内において部局の所掌事務の一部を変更することができる。」かような修正案が出たのであります。その理由とするところは、元來新憲法の下におきまして

は、行政機構の定め方につきましては、從前の旧制度とは趣きを異にいたしまして、國民自身がこれを決めるのである。即ち國民の代表である國会において、即ち法律によつてこれを決めるという建前になつてゐるのであります。労働省設置法案につきましてもこの建前を採つております。法案第一條に労働大臣の所管事項を規定いたしておられます。第三條には労働省の部局を列記してあるのであります。この二條に労働大臣の所管事項を規定いたしておられます。第三條には労働省の部局を列記してあるのであります。この部局といふものは労働省内部の機構とは申しながら、労働大臣の権限の内容が具体的に形の上に表現されたものであります。これは明白に法律によつて決めねばならんものであります。施術細則的のものとは異なりまして、これは必ず法律によつて決めねばならんものであります。政府の弁明によりましても、その部局の数を減らしたり或いはその名称を変更することは、法律で決めねばならんとしているのであります。然るに第三條第二項の規定があるがために、部局を殖やす場合だけは政府が勝手に決めることができるということは、かれこれ權衡を失することになります。然るに第三條第二項の規定があるのであります。(拍手)明日に法律で決めたことは政令で変更することにはできないのであります。(拍手)而も何かかよろなことをする必要があるかということを聽いて見ますと、政府としては現在のところ、かように部局

を設ける必要がない。殖やす必要がない、ということあります。仮に國会休会中で臨時必要がある、ということも考えられますするが、かような場合は、今日以後國會が相當長く開かれる現状でありますとの、又さよな臨機の場合におきましては、現在の部局で賄い得ないことはないわけであります。政令でやるというような考え方は、戦時中に法律で定むべき事項をやたらに勅令にて、(拍手)これは勿論新憲法の精神に違反するのであります。(拍手)法律事項は法律で決める。この筋を通さんとて、(拍手)これは勿論新憲法の精神に違反するのであります。(拍手)政府のこの点に関する考え方を聽いて見ますると、結局政令でやつていいということは、政府の方にそれが便利であるということに帰着するのであります。法理論からいたしましても、実際の必要から申しましても、遂に決算委員会の各委員何人をも納得せしめ得なかつたのであります。

採決を終りまして、その際委員長より
して次のとおり所感を申述べたのであります。即ち多年の懸案である労働省
は、労働者の勤労意欲の昂揚を最も必要とする現段階におきまして、誠に喜
びここに発足の機会を得ましたことより、労働省の要とする現段階におきまして、誠に喜
び、厚生省というような余りはつきり出来、厚生省といふような余りはつきり出来
せぬ名称の役所の中から、労働省といふ
うような立派な看板を掲げて名乗り出
ましたことは、そこに時勢の推移を窺
白に物語るものであります。同時に、労働大臣たるべき人は勿論、その
以下の労働省職員の責任極めて重大な
ことを認めるものであります。間頃
の第三條第二項の修正は、現われた文字
から見ますると誠に簡単のようでも
りますが、その含むところの内容は、
眞に重大なものがあります。(拍手)され
ば、從來の旧憲法の官制大権のこと
き思想をさらりと捨てまして、すべて
は國民の代表たる國会におきまして
これを決定すべしとする國会至上主義
義、新憲法の精神に則る國会至上主義
の実現であります。(拍手)我が憲法は
最も合理的に運用せんとする考え方を確
立するにとりまして、これは重大原則的
の結果、かよくな修正がありまして、
多少時日もかかつたように思ひます
が、これは法律を最も正しく、最も確
切ならしめんとするために採りました

又はその違反行為に係る種苗の販賣を禁止することができる。

第七條 優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した者及びその相続人は、農林大臣に出願してその種苗の名称の登録を受けることができる。

数人が共同して優秀な新品種又は新系統の種苗を育成したときは、前項の規定による登録は、その育成をした者及びその相続人のうち、これらの者が協議によつて定めた一人の者に限り、これを受けることができる。

被傭者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員がその勤務に關し優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した場合において、その育成がその性質上その使用者、法人又は國若しくは公共團體の業務の範囲に屬し、且つ、その育成をするに至つた行為が被傭者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員の任務に屬するものであるときは、その使用者、法人若しくは國若しくは公共團體又はこれら者の一般承継人は、その育成をできる。この場合には、その育成をした者は、同項の規定による登録を受けることができない。

第十條 第七條の規定による登録を

同一の品種又は系統の種苗について

一項の規定による登録を受けることができる。

第一項の規定による登録を受けた者が、これと定める。

第八條 前條の規定による登録を受ける種苗の名称は、同一の品種又は系統の種苗につき一名称とし、他の品種又は系統の種苗に関し使用されている名称又は種苗若しくはこれに類似の商品に係る登録商標若しくは失効の日から一年を経過しない商標と同一又は類似のものであつてはならない。

第九條 農林大臣は、第七條の規定による登録の出願を受けたときは、種苗審査委員会の審査に付す。

前項の場合において種苗審査委員会が当該出願に係る種苗が優秀な新品種又は新系統のものであると決定したときは、農林大臣は、當該種苗の名称を種苗名称登録簿に登録し、出願者に種苗名称登録証を交付し、且つ、その旨を公示しなければならない。

第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人は、前項の規定に違反して當該登録に係る

被傭者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員がその勤務に關し優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した場合において、その育成がその性質上その使用者、法人又は國若しくは公共團體の業務の範囲に屬し、且つ、その育成をするに至つた行為が被傭者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員の任務に屬するものであるときは、その使用者、法人若しくは國若しくは公共團體又はこれら者の一般承継人は、その育成をできる。この場合には、その育成をした者は、同項の規定による登録を受けることができない。

第十條 第七條の規定による登録を受ける種苗の名称は、同一の品種又は系統の種苗につき一名称とし、他の品種又は系統の種苗に関し使用している者によりも先に育成した者が、當該種苗を販賣する場合

三 当該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを當該登録を受けた者よりも先に育成した者又はその特許につき実施権を有する者が、當該登録に係る種苗を販賣する場合

四 第七條の規定による登録に係る種苗が第九條第一項の審査がこの法律に基いて施す命令に違反してされたとき。

第五 第七條の規定による登録を受けた者は、これと同様の登録に係る種苗を販賣したとき。

六 第七條の規定による登録に係る種苗を販賣した者は、當該登録に係る名称を不正に使用したとき。

第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

八 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

九 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

十 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

十一 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

十二 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

十三 第七條の規定による登録を受けた者は、當該登録に係る名称を使用して當該登録に係る

受けた者及びその一般承継人以外の者は、當該登録に係る種苗の名

称を使用して、業として當該種苗を販賣してはならない。但し、左の場合は、この限りでない。

一 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第二項の決定に過誤があつたとき。

二 第七條の規定による登録に係る種苗について虚偽の表示をした種苗を販賣した者又はその一般承継人の許諾を得て當該登録に係る種苗を販賣する場合

三 第六條の規定による処分に違反した者が、當該登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて施す命令に違反してされたとき。

四 証偽の行為を以て第七條の規定による登録を受けた者

五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に違反した者

七 第十二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十三條の規定による報告若しくは書類の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

二 正當な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

四 第六條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

五 第七條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

六 第八條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

七 第九條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十一條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

二 第十三條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

受けた者が同條の規定による登録を受けることのできない者であつたとき。

一 第三條の規定に違反した者

二 第三條の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした種苗を販賣した者

三 第六條の規定による処分に違反した者が、當該登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて施す命令に違反してされたとき。

四 証偽の行為を以て第七條の規定による登録を受けた者

五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に違反した者

七 第十二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十三條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

二 正當な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

四 第六條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

五 第七條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

六 第八條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

七 第九條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十一條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定に違反した者

二 第三條の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした種苗を販賣した者

三 第六條の規定による処分に違反した者が、當該登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて施す命令に違反してされたとき。

四 証偽の行為を以て第七條の規定による登録を受けた者

五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に違反した者

七 第十二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十三條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

二 正當な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

四 第六條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

五 第七條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

六 第八條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

七 第九條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

八 第十條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

九 第十一條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

